

別表第10(第28条関係)

項	作業の種類	敷地境界基準
1	特定建設作業の騒音	85デシベルを超えないこと。
2	特定建設作業の振動	75デシベルを超えないこと。
<p>(1) 特定建設作業の騒音および振動が、付表第1号に掲げる区域にあっては午後7時から翌日の午前7時までの時間内、付表第2号に掲げる区域にあっては午後10時から翌日の午前6時までの時間内(以下この号においてこれらの時間を「夜間」という。)において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音および振動は、この限りでない。</p> <p>ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合</p> <p>イ 人の生命または身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>ウ 鉄道または軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>エ 道路法(昭和27年法律第180号)第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合および同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合</p> <p>オ 道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合および同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合</p> <p>(2) 特定建設作業の騒音および振動が、当該特定建設作業の場合において、付表第1号に掲げる区域にあっては1日10時間、付表第2号に掲げる区域にあっては1日14時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音および振動は、この限りでない。</p> <p>ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合</p> <p>イ 人の生命または身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>ウ 当該特定建設作業が、その作業を開始した日に終わる場合(ただし、振動は除く。)</p> <p>(3) 特定建設作業の騒音および振動が、特定建設作業の全部または一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場合において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音および振動は、この限りでない。</p> <p>ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合</p> <p>イ 人の生命または身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>(4) 特定建設作業の騒音および振動が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音および振動は、この限りでないこと。</p> <p>ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合</p> <p>イ 人の生命または身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>ウ 鉄道または軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合</p> <p>エ 電気事業法施行規則(昭和40年通商産業省令第51号)第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命または身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合</p> <p>オ 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合および同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合</p> <p>カ 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合および同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合</p>		

備考

- 1 この表中「デシベル」とは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位また振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(F A S T)を用いることとする。
- 3 騒音の測定方法は、当分の間、規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、または変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 4 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 5 振動の測定方法は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 - イ 傾斜およびおとつがない水平面を確保できる場所
 - ウ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
 - (2) 振動の影響の補正は、測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3 デシベル	3 デシベル
4 デシベル	2 デシベル
5 デシベル	
6 デシベル	1 デシベル
7 デシベル	
8 デシベル	
9 デシベル	

- 6 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 測定器の指示値が変動せず、または変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的または間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個またはこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

付表

- (1) 騒音規制法第3条第1項および振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事が指定した区域
- ア 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
 - イ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
 - ウ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。
 - エ 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院および同条第3項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館ならびに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内であること。
- (2) 騒音規制法第3条第1項および振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域